破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第８２８号
東京都国分寺市西恋ケ窪４丁目６番地10
債務者　有限会社けやき建設
代表者代表取締役　照井　政信
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　彰人
4　破産債権の届出期間　平成27年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３号
広島県廿日市市大野1905番地14
債務者　有限会社田端木工
代表者代表取締役　田端　　榮
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　宗生
4　破産債権の届出期間　平成27年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８号
熊本市中央区水前寺公園28番１号
債務者　株式会社アイネットワーク研究所
代表者代表取締役　今田　惠子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６２号
大阪府吹田市原町２丁目52番２号
債務者　株式会社サンダイ
代表者代表取締役　山之内　勲
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２号
広島市西区庚午中３丁目５番15号
債務者　有限会社みやもと
代表者代表取締役　宮本　晋一
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　秀則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午前10時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３７号
大阪府交野市私市８丁目８番９号
債務者　有限会社ダ・カーポ
代表者代表取締役　角畑　昌代
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５６号
岡山市中区東川原278番地の１
債務者　有限会社レインボー
代表者代表取締役　竹野　　博
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午前11時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８号
大阪府藤井寺市大井３丁目12番34号
債務者　有限会社山田通信
代表者取締役　山田　一夫
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３１４号
愛知県一宮市北小渕字南切63番地の２
債務者　株式会社祐飛建設
特別代理人　近藤　愛喜
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午前10時15分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２号
福岡県大川市大字中古賀989番地３
債務者　有限会社松野装研
代表者代表取締役　原　　勇
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前８時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米倉　智昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午前10時30分
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第４号
北海道芦別市北３条西２丁目８番地の17
債務者　馬場　　一
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　雅彦
4　破産債権の届出期間　平成27年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成27年５月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１号
岡山県新見市哲多町花木2058番地
債務者　小藤　哲夫
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉**原**　浩介
4　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
岡山地方裁判所新見支部

平成２７年（フ）第１０号
山口市陶2916番地３
債務者　山内　幸男
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　奉文
4　破産債権の届出期間　平成27年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
青森県三戸郡南部町大字相内字沢14番地３、前住所青森県上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂220番地１　平沼社宅314号
債務者　小坂　佳明
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　哲也
4　破産債権の届出期間　平成27年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１０７１号
千葉県船橋市大穴南１丁目21番16号
債務者　西山　敏夫
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　真吾
4　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７２号
千葉県船橋市大穴南１丁目21番16号
債務者　西山　静子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　真吾
4　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係